

# 登録ゲスト基本約款

## 第1条(基本契約)

登録ゲストと会社間の基本約款の定めるところによる。

## 第2条(資格の取得)

登録ゲスト希望者は、この基本約款を承諾のうえ、会社の定める手続きに従って申込みをする。

## 第3条(事前予約)

登録ゲストは、紹介会員名で予約のうえ、プレーの申込みをすることができる。

## 第4条(料金の支払い)

- ①登録ゲストは、ゴルフ場の施設を利用するときは、会社に料金を支払わなければならない。
- ②料金は会社が別にこれを定める。

## 第5条(利用約款等の遵守)

登録ゲストは、ゴルフ場の施設利用について、この基本約款、ゴルフ場利用規約、その他諸規定を守らなければならない。

## 第6条(名義貸しの禁止)

登録ゲストは、プレーの申込み、又はプレーについて自己の名義を他人に使用させてはならない。

## 第7条(資格の喪失)

次のいずれかの事由があるとき、登録ゲスト資格を喪失する。

- ①登録者による基本契約解除
- ②会社による基本契約解除
- ③登録者が死亡したとき
- ④登録者が破産宣告、和議開始、会社更生手続開始、強制執行等を受けたとき
- ⑤紹介会員が退会したとき

## 第8条(会社による基本契約の解除)

登録ゲストが次のいずれかに該当するとき、会社は契約を解除することができる。

- ①料金その他会社に対し弁済すべき債務を履行期から1年以上履行しなかったとき
- ②予約、プレー申込み、又はプレーについて他人に自己の名義を使用させたとき
- ③ゴルフ場施設内で法令に違反する行為をしたとき
- ④会社の業務を阻害し、若しくは会社の名誉を毀損する行為をし、又はクラブの秩序若しくは名誉を毀損する行為をしたとき
- ⑤反社会的団体に関与していると認められるとき、若しくは風紀を乱すおそれのあるとき、又はそのようなゲストを同伴又は紹介したとき
- ⑥その他この基本約款、これに基づくゴルフ場利用約款、その他の諸規定に違反する行為をしたとき